

氏名	崔 京 玉
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	論法博第145号
学位授与の日付	平成15年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	明治憲法思想と帝国議会の特性

論文調査委員 (主査) 教授 大石 眞 教授 初宿正典 教授 伊藤之雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、いわば韓国人研究者の眼からみた明治憲法論であり、明治憲法の思想的背景や帝国議会の構造的な特色を明らかにしようとする本格的な憲法史研究である。

その内容は、明治憲法の制定に重要な役割を果たした主要な政治家やお雇い外国人の憲法思想などを具体的に分析した前半部（第一章～第三章）と、とくに帝国議会の設立過程、両院制の成立過程や憲法と議院法との関係などに焦点を当てて検討を加えた後半部（第四章～第六章）とから成っている。

まず、本論文の全体の方向を提示した「はじめに」に続く前半部を形づくる三章のうち、第一章では、幕末から立憲国家へと進む明治時代は日本憲政史において最も重要な大変革の時代であるという認識から、明治維新前後の国内外の状況と大政奉還の歴史的背景を説明するとともに、かつて穂積八束によって「明治第一の憲法」といわれた五箇条の御誓文に加えて、立憲政体構想の確定に大きく貢献した明治十四年の政変に言及することによって、明治憲法制定の由来を説明しようとする。

次いで第二章では、まず、明治前期のような激動期においては政治や国家組織の形成に果たした政治家の役割が重要であるとして、指導的政治家の憲法思想を検討する。すなわち、明治初期に国事意見書を建議し、その十年余りに漸進主義と非議院内閣制に立つ憲法意見書（大綱領・綱領意見第一～第三）を提出した岩倉具視、早期の国会開設論を唱え、有力参議の中でただひとり議院内閣制を基軸とする立憲政体論を展開して孤立し、ついに政変で下野するにいたった大隈重信、その半年後に政府の憲法調査団の主任としてプロイセン・オーストリアを中心に調査に従事し、立憲的な思想・制度を撰取して帰国した後に、制度取調局の設置や内閣制度の創設などの国内改革に取り組んだ伊藤博文、そして法制官僚として大久保利通・山県有朋に代表される有力政治家の懐刀となって、明治中期まで常に政府中枢に位置し、憲法・皇室典範・議院法などの起案を通して明治典憲体制のグランド・デザインを示した井上毅といった人々を、順次紹介し、それぞれの基本的な考え方を分析する。

ここでは、同時に、伊藤博文や井上毅などの憲法構想に強い影響を与えた外国人の思想も考察の対象に付され、とくに明治政府の法律顧問として来日し、数多の答議類を遺したヘルマン・ロessler、アルベルト・モッセ及びカール・ルードルフに加えて、伊藤の憲法調査以来、積極的な協力を惜しまなかったローレンツ・フォン・シュタインなどが、それぞれの具体的な憲法草案や講義筆記などに依拠しつつ、憲法概念、天皇・大臣の地位、議会制度といったテーマに即した形で、取り上げられる。

そして第三章では、明治憲法体制における国家権力の構造上の特性を明らかにすることを目的として、君主主義と権力分立原理との関係について、天皇と国務大臣、天皇と司法裁判所、天皇と枢密院といった権力主体間の関係に即して、具体的に検討を加えるとともに、天皇制が明治国家における国民統合に果たした役割を、ヴァイマル期ドイツの憲法理論家ルードルフ・スメントの有名な統合理論との対比を通して、究明しようとする。ここでは、人的統合・機能的統合・物的統合という、わが公法学でもよく知られたスメントの理論が——日本憲法史研究としては異例なことに——相当の頁数を割いて紹

介・検討されている点が注目されるが、これは、本論文の著者がドイツ留学以来従事してきた研究対象と天皇を中心とした明治期における国民統合との理論的な関連に、強い関心を覚えたからに他ならない。

本論文の後半部を形づくる第三章は、とくに日本における議会制度の生成過程と両院制に代表される帝国議会の特性を探ったものであり、まず第四章では、公議思想に基づく明治初期の公議所・左院といった官選議会構想から民選議院設立建白書以後に現れた自由民権運動を契機とする民選議会構想へと転換する経緯を示して、ここに日本における国家と社会という対立構造の成立をみる。そして、両院制のあり方については、地方官会議と元老院という「官選議会式」構想から帝国議会における貴族院と衆議院という「民選議会式」構想への変化を指摘するとともに、そうした構想を採用する背景として、明治初期における身分制的要素以上に、貴族院による衆議院の抑制という政策が優先されたこと、一院への権力集中の防止という要素があったことを述べる。

続く第五章では、明治憲法と同時に制定され、いわば日本議会制度の伝統を形づくった議院法の立案・審議過程について、その影響が今日にも及んで「議院規則と国会法」という現行憲法上の重要論点をなしていることを考え、最近研究の進んだオーストリア議会下院副議長クルメツキの憲法意見書にも触れながら、詳しく検討している。

そして第六章では、明治憲法の運用における帝国議会の地位と役割を論じ、明治憲法の定める統治機構の特徴は、井上毅のいわゆる「非議院制内閣」——通例「大権内閣制」と呼ばれる——にあり、この非議院内閣制の下では、帝国議会は、本来、天皇に対する協賛・輔弼のための機構にすぎず、立法活動を自主的に行う機関ではなかったが、次第に単純な協賛・輔弼機関から国政に実質的な役割を果たすものとなり、幕府時代と現代とを結び付ける過渡的な性格をもつとともに、現在の日本議会を生む生産者的な役割を果たした、と分析する。ここでは、当然のことながら、政党と内閣との関係にも言及され、憲法運用初期の政党を敵視する超然内閣制から政党内閣制の導入に至ったが、政党内閣制といっても元老による後継首相推薦権という要素を伴っており、政党も藩閥官僚等と提携していたことなどを指摘する。

こうして、「おわりに」では、これまでの研究成果を端的に要約する形で明治憲法の思想的背景と限界を指摘するとともに、明治憲法の制定は、非民主的な要素があったとはいえ、立憲政治とはまったく縁のなかった幕府時代と比べれば、当時の日本としては近代的な立憲主義へと進む大変革であったという総合的な評価を記している。

論文審査の結果の要旨

およそ現代の日本語に馴れた外国人研究者にとって、明治期以来の日本憲法史に取り組むことは、相当高度の歴史的知識を前提とすると同時に、とくに依拠すべき第一次資料のほとんどすべてが——戦前の日本語のスタイルが今日のものとはまったく異なり——漢語を多用した片仮名書きであって、すでにそれを読み込むこと自体、きわめて多くの困難と辛苦をともなう作業であるだけに、われわれが想像する以上に根気を要する忍苦に満ちた学問的営為とならざるをえない。

このことは、ほぼ三年間、外国人共同研究者として京都大学法学研究科に在籍した本論文の著者、崔京玉氏についても言えるが、とくに日本と韓国との間にしばしば政治問題化する微妙で複雑な関係が長く続いてきたことを想うとき、日本の政治史・憲法史などに関する一定の先入観をもって来日した韓国人研究者にとっては、より一層の困難が待ち受けていたように思われる。

この意味において、本論文は、何より、韓国人憲法学者の手になる日本憲法史に関する初めての本格的な研究といってよいものであり、日本における最近の研究成果を十分に生かして、明治憲法成立史、そして日本議会制度の生成過程を丹念に跡付けようとした作品として、高い評価を与えることができる。とくに明治憲法史にとって欠かすことのできない一連の基礎資料、すなわち岩倉具視・大隈重信・伊藤博文・井上毅といった主要な人物の関係遺文書や、ヘルマン・ロesslerやアルベルト・モッセに代表されるお雇い外国人の各種答議類などを博搜して精読するとともに、有賀長雄・穂積八束以来の代表的な憲法学だけでなく、尾佐竹猛に始まり福田正次・大久保利謙・小嶋和司へと続いてきた憲政史ないし憲法史研究に学びつつ、明治憲法成立史を俯瞰し、その基本思想を論じた本論文は、その本格的な内容において韓国の憲法学界で高い評価を受けるべきであるだけでなく、その謙虚な姿勢において日本の憲法研究者にとっても学ぶべきものを含んでいる。

また、本論文は、地方官会議と元老院の権限を具体的に分析し、両院制のあり方について地方官会議と元老院という「官選議会式」構想から帝国議会における貴族院と衆議院という「民選議会式」構想への変化といった、日本人研究者にはあま

り意識されない興味深い指摘を行っているが、これは、第二次大戦後に初めて近代憲法を制定して以来、両院制の短い経験ののち一貫して単院制（一院制）を敷いてきた韓国憲法の特徴との対比を浮き彫りにする部分でもある。

本論文の著者は、結論において、明治憲法は、日本の歴史的・政治的背景によって必要とされた要素を立憲君主制に焦点を合わせる形で選択的に受容するという過程を経て制定されたものであり、その当時では、日本人にとって一つの「権利章典」として評価することができるのであって、安易にその「前近代性」や立憲主義の「外見性」のみを強調するのは、決して正当とは言えないことを説いている。この点においても、韓国の学界において一定の反応を惹き起こすに違いないが、そうした評言は、かつて『明治立憲政と伊藤博文』を著したアメリカの歴史学者、ジョージ・アキタ氏が、研究に着手した当初は明治時代の指導者や政治上の経験に関する否定的な評価を受け入れていたものの、堆い資料を読み進むにつれて、次第に、明治時代の政治的経験を基本的に評価できるとともに、伊藤博文・山県有朋といった明治期の人々が、開明的で柔軟性に富み、現実的な指導者であったことを確信するようになったと印象深く語っていたことを、改めて思い起こさせる。

もちろん、本論文には、やや日本語としての難があることを別としても、幾つかの方法的・理論的問題が存することを否定することはできない。すなわち、まず、著者は、明治憲法下の天皇と国家統合との関係を論ずるに際して、ルードルフ・スメントの統合理論を取り上げているが、この点については、著者自身によるドイツ留学時代のスメント研究の実績があることとの関係はそれなりに理解できるとしても、スメントによって人的統合に類型化された権力的な政治指導者像と、形式上国権の総攬者ではあっても実質的な権力を行使できない存在だったとする天皇像との対比を可能にするような理論的架橋は、必ずしも明らかではない。

また、本論文は、議院法制定史に代表されるような憲法史研究における最近の成果を取り入れながら、その一方で、これと密接な関係をもつ日本政治史研究における近年の成果を十分に反映していない点において、不満の残る出来になっていることは否めない。そのような問題点は、とくに今日ではすでに姿を消したかに見受けられる天皇制ファシズム論を彷彿とさせる口吻（第三章第二節）や、国政運用過程における帝国議会の地位を比較的低く見積もる代わりに枢密院の役割を過大に評価するところ（第六章第二節・第三節）などに表れており、再検討を要するように思われる。

こうした問題は、確かに、本論文の著者に与えられた大きな課題と言わなくてはならない。ただ、それは、憲法史研究と政治史研究とが必ずしも有機的な連関をもって行われてきたとは言いがたい、これまでの日本の憲法学界に身を置いた外国人研究者にとっては、常に付きまとう厄介な課題であることも、率直に認めざるをえない事実である。したがって、そのことの故に本論文が有する基本的な価値が損なわれると考えることはできないし、韓国学界において初めて本格的に日本憲法史に取り組んだ著者の研究者としての能力の高さは、本論文によって十分に示されていると考えられる。

そして、ここに付言することが許されるなら、明治憲法下のいろいろな出来事の故に政治的意味をたえず問われてきたこれまでの微妙な日韓関係を想うとき、明治憲法成立史や明治憲法憲法体制に積極的に評価すべき面があるとする本論文の基調は、真摯な学問的営為を通して新たな時代を切り開こうとする意欲の下に、敢えて提示されたものと評することもできよう。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成15年6月23日に、調査委員三名が論文内容とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。